

第四三回

参第二六号

学校教育法の一部を改正する法律（案）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。

特殊学級は、小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒で次の各号の一に該当するものに対して、その心身の故障に即応して当該学校の教育を施すために置かれる学級とする。

第七十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 疾病により療養中の者

第七十五条第二項中「疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、」を「同項第六号に該当する児童又は生徒に対して、教員を派遣して」に改める。

第七十五条の次に次の二条を加える。

第七十五条の二 市町村は、その設置する小学校及び中学校に、前条第一項第一号に該当する児童又は生徒に係る特殊学級を置かなければならない。ただし、政令の定めるところにより、小規模な学校には置かないことができる。

第七十五条の三 市町村は、その設置する小学校又は中学校の児童又は生徒のうち第七十五条第一項第二号から第七号までの一に該当する者に対して教育を施すため必要な場合においては、その設置する小学校及び中学校に、これらの者に係る特殊学級を置かなければならない。

第九十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二条第一項に規定する養護学校における就学義務及び第七十四条に規定する養護学校の設置義務に関する部分の規定は昭和四十三年四月一日から、第三十九条第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定は昭和四十九年四月一日から、これらの条に規定する盲学校及び聾学校における就学義務及びこれらの学校の設置義務に関する部分の規定は政令で定める日から、それぞれ施行する。

第九十三条に次の二項を加える。

第二十二条第一項に規定する養護学校に係る保護者の義務は、昭和四十三年度においては、子女の満七歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和四十四年度から昭和四十八年度までの各年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第三十九条第一項に規定する養護学校に係る保護者の義務は、昭和四十九年度においては、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和五十年及び昭和五十一年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第一百条の次に次の二条を加える。

第一百一条 都道府県は、第七十四条に規定する養護学校の設置義務に関する部分の規定

が施行されるまでは、その区域内の学齢児童及び学齢生徒の数に応じ、政令の定めるところにより、一以上の養護学校を設置しなければならない。

第百十二条 市町村は、第七十五条の二の規定が適用されるまでは、その区域内の学齢児童及び学齢生徒の数に応じ、政令の定めるところにより、その設置する小学校及び中学校（政令で定める小規模な学校を除く。）のそれぞれ一以上に、第七十五条第一項第一号に該当する児童又は生徒に係る特殊学級を置かなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第七十五条の二及び第七十五条の三の規定は昭和四十八年四月一日から、新法第百十一条及び第百十二条の規定は昭和三十九年四月一日から、それぞれ適用する。
- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「学校教育法第七十五条」を「学校教育法第七十五条第一項」に改める。

理 由

特殊教育の充実を図るため、養護学校の設置義務及び養護学校における就学義務に関する規定を昭和四十三年四月一日から施行することとするとともに、新たに市町村に対して特殊学級の設置義務を課することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約五億三百万円の見込みである。